

○生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(1)生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正案				
(内部組織)			(内部組織)				
第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。			第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。				
部名	課名	係名	部名	課名	係名		
教育総務部	教育総務課	庶務係 学務係	教育振興部	教育総務課	庶務係 学務係		
	教育指導課	指導係		教育指導課	指導係		
	学校給食センター	給食係		学校給食センター	給食係		
				こども課	庶務係 保育幼稚園係 学童係		
		子育て支援総合センター	支援係				
		こどもサポートセンター					
生涯学習部	生涯学習課	庶務係 生涯学習文化係 青少年係	生涯学習部	生涯学習課	庶務係 生涯学習文化係 青少年係		
	図書館	図書館係 鹿ノ台図書室係		図書館	図書館係 鹿ノ台図書室係		
						図書館南分館	図書館係
						図書館北分館	図書館係
						生駒駅前図書室	図書館係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係		スポーツ振興課	スポーツ振興係		
<p>(平22教委規則1・全改、平23教委規則4・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・平26教委規則4・平26教委規則5・一部改正)</p> <p>(課長)</p> <p>第8条 課に課長(学校給食センターにあっては所長、図書館にあっては館長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(平4教委規則3・一部改正、平5教委規則3・旧第14条繰下・一部改正、平6教委規則6・平10教委規則10・平14教委規則12・一部改正、平22教委規則1・旧第16条繰上・一部改正、平24教委規則6・一部改正)</p>			<p>(平22教委規則1・全改、平23教委規則4・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・平26教委規則4・平26教委規則5・一部改正)</p> <p>(課長)</p> <p>第8条 課に課長(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあっては所長、図書館にあっては館長。以下同じ。)を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(平4教委規則3・一部改正、平5教委規則3・旧第14条繰下・一部改正、平6教委規則6・平10教委規則10・平14教委規則12・一部改正、平22教委規則1・旧第16条繰上・一部改正、平24教委規則6・一部改正)</p>				

(施設長及び課長補佐)

第10条 図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書館に施設長として分館長(生駒駅前図書館にあつては室長。以下同じ。)を置く。

- 2 分館長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課に課長補佐(学校給食センターにあつては副所長、図書館にあつては副館長。以下同じ。)を置くことができる。
- 4 課長補佐は、課長及び主幹を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(平22教委規則1・追加、平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

別表(第3条関係)

(平22教委規則1・追加、平23教委規則4・平23教委規則6・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・平26教委規則4・平26教委規則5・平27教委規則9・一部改正)

1 教育総務部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (2) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) <u>教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。</u> (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。

(施設長及び課長補佐)

第10条 こどもサポートセンター、図書館南分館、図書館北分館及び生駒駅前図書館に施設長として所長(図書館南分館及び図書館北分館にあつては分館長、生駒駅前図書館にあつては室長。以下同じ。)を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課に課長補佐(学校給食センター及び子育て支援総合センターにあつては副所長、図書館にあつては副館長。以下同じ。)を置くことができる。
- 4 課長補佐は、課長及び主幹を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(平22教委規則1・追加、平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

別表(第3条関係)

(平22教委規則1・追加、平23教委規則4・平23教委規則6・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・平26教委規則4・平26教委規則5・平27教委規則9・一部改正)

1 教育振興部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。</u> (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (4) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (5) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (6) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (7) 儀式及び賞罰に関すること。 (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。

	<p>(9) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>(13) 通学路の安全対策に関すること。</p> <p>(14) その他学校施設に関すること。</p> <p>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(16) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>(17) 総合教育会議に関すること。</p> <p>(18) 事務局、部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(19) 部内の他課の所管に属さないこと。</p>		<p>(9) 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>(13) 通学路の安全対策に関すること。</p> <p>(14) その他学校施設に関すること。</p> <p>(15) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(16) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>(17) 総合教育会議に関すること。</p> <p>(18) 事務局、部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(19) 部内の他課の所管に属さないこと。</p>
学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編成に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること(教育指導課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業に関するこ</p>	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること(教育指導課の所管に属するものを除く。)</p>

教育指導課	指導係	と。 (1) 学校教育の研究、指導及び助言に関する こと。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関する こと。 (3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関 すること。 (4) 就学指導に関すること。 (5) 就学指導委員会に関すること。 (6) 青少年相談に関すること。 (7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関す ること。 (9) 教科用図書、教具等の選定採決に関す ること。 (10) 教育研究資料の編集等に関すること。 (11) 教職員の研修に関すること。 (12) 公立学校職員共済組合に関すること。 (13) その他学校教育指導に関すること。	教育指導課	指導係	(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関す ること。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関す ること。 (3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関 すること。 (4) 就学指導に関すること。 (5) 就学指導委員会に関すること。 (6) 青少年相談に関すること。 (7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関す ること。 (9) 教科用図書、教具等の選定採決に関す ること。 (10) 教育研究資料の編集等に関すること。 (11) 教職員の研修に関すること。 (12) 公立学校職員共済組合に関すること。 (13) その他学校教育指導に関すること。
学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関する こと。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する こと。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関するこ と。 (4) 給食材料の購入計画に関すること。 (5) 給食材料の検査及び保管に関するこ と。 (6) 調理の指導に関すること。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する こと。 (8) その他学校給食に関すること。	学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関する こと。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する こと。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関するこ と。 (4) 給食材料の購入計画に関すること。 (5) 給食材料の検査及び保管に関するこ と。 (6) 調理の指導に関すること。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する こと。 (8) その他学校給食に関すること。

	<p><u>こども課</u></p>	<p><u>庶務係</u></p>	<p>(1) <u>生駒市児童福祉事務補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第 号)第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u></p> <p><u>イ 子ども・子育て会議に関すること。</u></p> <p><u>ウ 少子化対策に関すること。</u></p> <p><u>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>オ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</u></p> <p><u>カ 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。</u></p> <p><u>キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</u></p> <p><u>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</u></p> <p><u>ケ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</u></p> <p><u>コ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</u></p>
		<p><u>保育幼稚園係</u></p>	<p>(1) <u>幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</u></p> <p>(4) <u>園児の定数及び入退園事務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財産の維持管理に関すること。</u></p>

		<p><u>(6) 施設の営繕、保全及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教職員の人事に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教職員、園児の健康管理及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(10) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。</u> <u>イ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。</u> <u>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</u> <u>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</u> <u>オ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</u> <u>カ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</u> <u>キ 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。</u> <u>ク 市立の保育所及びこども園職員の任免、研修その他人事に関すること。</u> <u>ケ 保育所運営委員会に関すること。</u></p>
	学童係	<p><u>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 放課後こども教室に関すること。</u></p>
子育て支援総合センター	支援係	<p><u>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</u></p>

		<u>イ 地域子育て支援拠点事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>ウ ファミリー・サポート業務に関する</u> <u>こと。</u> <u>エ 子育て短期支援事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>オ その他子育て支援に関する</u> <u>こと。</u> <u>カ 子育て支援総合センターの管理及び</u> <u>運営に関する</u> <u>こと。</u>
	<u>こどもサポー</u> <u>トセンター</u>	<u>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2</u> <u>条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 家庭児童相談室に関する</u> <u>こと。</u> <u>イ 養育支援訪問事業に関する</u> <u>こと。</u> <u>ウ その他児童虐待に関する</u> <u>こと。</u> <u>エ こどもサポートセンターの管理及び</u> <u>運営に関する</u> <u>こと。</u>

(2)生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和 56 年 7 月生駒市教育委員会規則第 9 号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(合議)</p> <p>第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、<u>教育総務部長、教育総務部次長及び教育総務課長</u>に合議をしなければならない。</p> <p>2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。</p> <p>(1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項</p> <p>(2) 法令、例規等に関連する事項</p> <p>(3) 人事に関連する事項(<u>幼稚園に係るものを除く。)</u></p> <p>(4) 議案に関連する事項</p> <p>(5) 広報に関連する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項</p>	<p>(合議)</p> <p>第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、<u>教育振興部長、教育振興部次長及び教育総務課長</u>に合議をしなければならない。</p> <p>2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。</p> <p>(1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項</p> <p>(2) 法令、例規等に関連する事項</p> <p>(3) 人事に関連する事項</p> <p>(4) 議案に関連する事項</p> <p>(5) 広報に関連する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項</p>

3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。

4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、企画財政部長、企画財政部次長及び財政課長に合議しなければならない。

(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平8教委規則3・平11教委規則3・平14教委規則1・平19教委規則1・平21教委規則5・平21教委規則7・平22教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正)

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
 - (2) 学校施設(幼稚園施設及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関する事。
- (平元教委規則5・平9教委規則4・平14教委規則1・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の2 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。
- (2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関する事。
- (4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関する事。

(平24教委規則6・追加、平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正)

3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。

4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長及び財政課長に合議しなければならない。

(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平8教委規則3・平11教委規則3・平14教委規則1・平19教委規則1・平21教委規則5・平21教委規則7・平22教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正)

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
 - (2) 学校施設(次条第1号及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関する事。
- (平元教委規則5・平9教委規則4・平14教委規則1・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(こども課長の専決事項)

第9条の2 こども課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園施設の使用許可に関する事。

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の3 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。
- (2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関する事。
- (4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関する事。

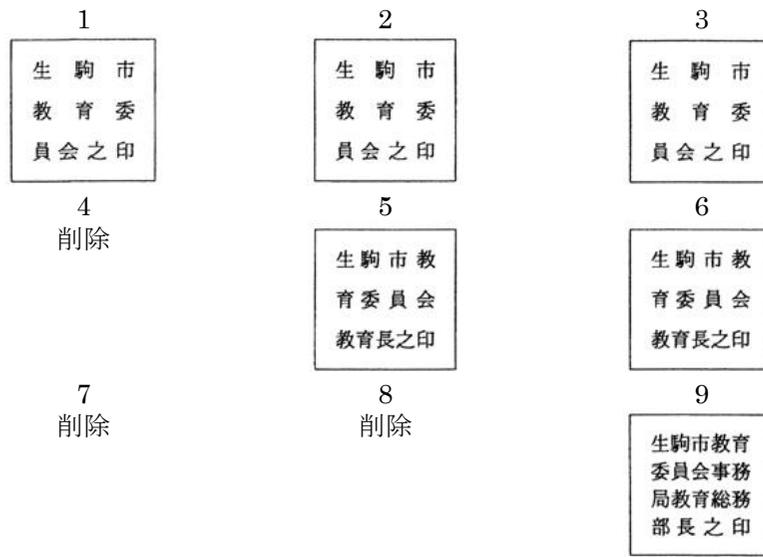
(平24教委規則6・追加、平26教委規則4・平27教委規則8・一部改正)

(3)生駒市教育委員会公印規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行						改正案					
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)					
公印の名称	ひな型番号	書体	寸法	使用区分	保管責任者	公印の名称	ひな型番号	書体	寸法	使用区分	保管責任者
教育委員会印	1	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会印	1	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会印	2	てん書	縦横 36m m	褒賞専用	教育総務課長	教育委員会印	2	てん書	縦横 36m m	褒賞専用	教育総務課長
教育委員会印	3	てん書	縦横 24m m	電子公印専用	教育総務課長	教育委員会印	3	てん書	縦横 24m m	電子公印専用	教育総務課長
削除	4	削除				削除	4	削除			
教育委員会教育 長印	5	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会教育 長印	5	てん書	縦横 24m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会教育 長印	6	てん書	縦横 27m m	褒賞専用	教育総務課長	教育委員会教育 長印	6	てん書	縦横 27m m	褒賞専用	教育総務課長
削除	7	削除				削除	7	削除			
削除	8	削除				削除	8	削除			
教育委員会事務局 教育総務部長 印	9	てん書	縦横 21m m	一般公印	教育総務課長	教育委員会事務局 教育振興部長 印	9	てん書	縦横 21m m	一般公印	教育総務課長
教育委員会事務局 生涯学習部長 印	10	てん書	縦横 21m m	一般公印	生涯学習課長	教育委員会事務局 生涯学習部長 印	10	てん書	縦横 21m m	一般公印	生涯学習課長
削除	11	削除				削除	11	削除			
図書館長印	12	てん書	縦横 21m m	一般公印	図書館長	図書館長印	12	てん書	縦横 21m m	一般公印	図書館長
削除	13	削除				削除	13	削除			

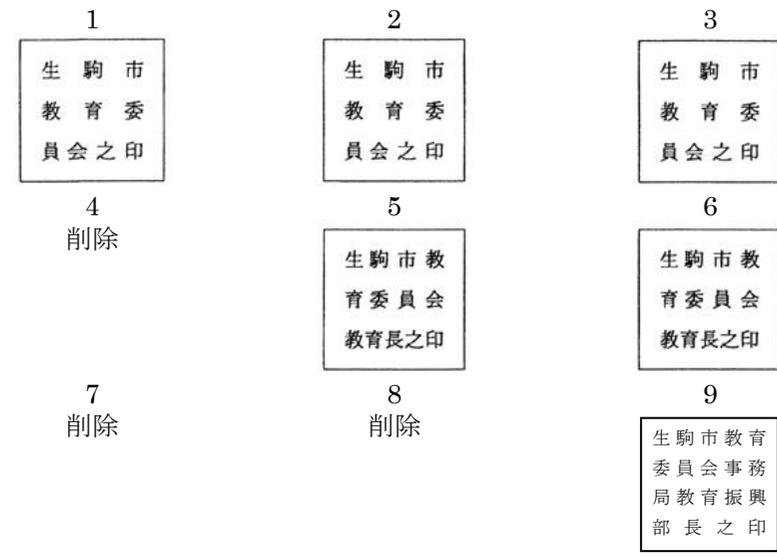
幼稚園印	14	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	15	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	16	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
学校印	17	てん書	縦横 24m m	一般公印	学校長
学校印	18	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	学校長
学校長印	19	てん書	縦横 21m m	一般公印	学校長

別表第2(第2条関係)



幼稚園印	14	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
幼稚園印	15	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	幼稚園長
幼稚園長印	16	てん書	縦横 21m m	一般公印	幼稚園長
学校印	17	てん書	縦横 24m m	一般公印	学校長
学校印	18	てん書	縦横 40m m	褒賞専用	学校長
学校長印	19	てん書	縦横 21m m	一般公印	学校長

別表第2(第2条関係)



10

生駒市教育
委員会事務局
生涯学習
部長之印

11
削除

12

生駒市
図書館
長之印

10

生駒市教育
委員会事務局
生涯学習
部長之印

11
削除

12

生駒市
図書館
長之印

13
削除

14

幼稚園之印 ○ 生駒市立

15

幼稚園之印 ○ 生駒市立

13
削除

14

幼稚園之印 ○ 生駒市立

15

幼稚園之印 ○ 生駒市立

16

幼稚園長之印 ○ 生駒市立

17

学校之印 ○ 生駒市立

18

学校之印 ○ 生駒市立

16

幼稚園長之印 ○ 生駒市立

17

学校之印 ○ 生駒市立

18

学校之印 ○ 生駒市立

19

学校長之印 ○ 生駒市立

19

学校長之印 ○ 生駒市立